



**生命保険
賢い選択ガイド**

黒木 紹光

著作権について

「生命保険賢い選択ガイド」（以下本レポート）は、著作権法で保護されている著作物にあたります。本レポートの取扱については、下記の点にご注意下さい。

- 本レポートの著作権は、株式会社リマークコーポレーション黒木紹光にあります。
- 黒木紹光の書面による事前許可なく、本レポートの一部または全部を、印刷物、電子ファイル、ビデオ、テープレコーダー、ホームページ等のあらゆるデータ蓄積手段により複製、流用、転載、翻訳、転売（オークションを含む）等を行うことを禁止します。

使用許諾契約書

本契約は、本レポートをダウンロードした個人、法人（以下、クライアントと称す）と著者との間で合意した契約です。本レポートをクライアントが受け取り、ファイルを開いた時点でクライアントはこの契約に同意したことになります。

第1条 本契約の目的

黒木紹光が著作権を有する本レポートに含まれる情報を、本契約に基づきクライアントが非独占的に使用する権利を許諾するものです。

第2条 禁止事項

本レポートに含まれる情報は、著作権法によって保護されています。クライアントは本レポートから得た情報を、黒木紹光の書面による許可を得ずして出版、講演活動および電子メディアによる配信などにより一般公開することを禁じます。

第3条 責任の範囲

本レポートの情報の使用の一切の責任はクライアントにあり、この情報を使って損害が生じたとしても、黒木紹光は一切の責任を負いません。

〒883-0004宮崎県日向市浜町3丁目29番地
株式会社リマークコーポレーション
黒木紹光

目次

● はじめに	(3)
1. 生命保険の目的	(4)
2. 4種類の保障と商品群	(5)
3. 死亡保障の3つの基本形	(6)
4. 必要死亡保障額①	(7)
5. 必要死亡保障額②	(8)
6. 更新型の罫	(9)
7. 転換の罫	(10)
8. 払込方法の罫	(11)
9. 医療保険の選び方	(12)
10. 各医療保険の特徴	(13)
11. 介護保障	(14)
12. 加入時の注意点、ハードル	(15)
13. 医療費試算	(16)
14. 2007傷病別死者	(17)
15. まとめ（自己防衛のポイント）	(18)
● おわりに	(19)

はじめに

私が生命保険について調べ始めたのは、損保退職前のことです。

その時、某損保社員だった私は、会社を辞めて代理店として独立する必要に迫られました。損害保険については、代理店を指導する立場でしたので、お客様に対して的確な判断をするだけの知識がありましたが、生命保険については、販売資格こそ持っていましたが、素人と言ってよい状態でした。

調べ始めてすぐに、生命保険は、非常に問題が多く、かつ問題が大きい商品であると分かりました。そして同時に、保険会社が消費者の無知につけ込んでいることも分かりました。

そのしばらく前に、身内の40代独身女性から生命保険の相談を受け、アドバイスたことをすぐに思い出し、その後どうしたのか尋ねると、そのままになっていました。

「これは資産搾取、いや詐欺だ！」そう確信した私は、それ以降しばらく、憑かれたように調べつくしたのです。

調べた結果、身内の40代独身女性は、日本生命と第一生命、二つ合わせて、2870万円を支払って、1870万円を掛捨てにする生命保険に加入していました。日本生命は職場の団体扱い契約、第一生命は友人のセールスレディが販売した契約でした。

これが、私が生命保険に関して啓蒙活動及び被害者救済のスタートとなった出来事です。

本レポートは、生活者支援活動の一環として、消費者にどのように正しい生命保険の選択をすべきかを指南するために作成しました。

世の中に生命保険に関する情報は洪水の如く氾濫しています。どれもが全くのものでたらめではなく、それぞれがある程度理由のある主張です。

しかし、身内の40代独身女性は、自分の判断ではなく、日本生命と第一生命のセールスレディが勧めに沿って、結果として、1870万円を掛捨てにする選択をしたのです…

残念ながら、生命保険は、消費者が十分な情報に基づいて正しい判断をして選ぶ状況になっていないのです。

これから、「生命保険賢い選択ガイド」という、本レポートのタイトルに恥じない最重要ポイントをご紹介します。

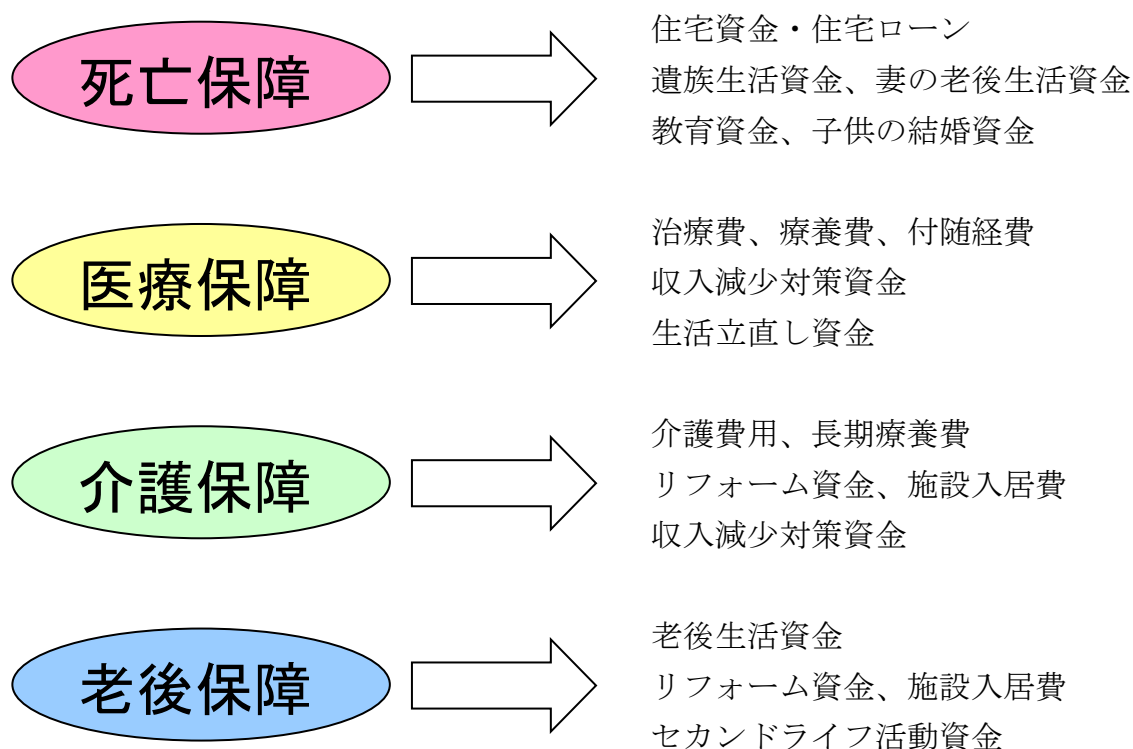
そして、「あとがき」で、私の生活者支援活動の目的である、消費者である自分の利益を守るための鉄則を改めてご紹介したいと思います。

1. 生命保険の目的

私たちは「もしかしたら…」という不安を感じながら生活しています。その不安の大部分は万一時の”お金の不足”による不安です。

保険は、そんな不安を取り除く、万一時に必要となる資金を確保するためのひとつの有効な手段です。

4種類の保障と使途目的



さて、右側の使途目的を見ると、それぞれに理由があることがよく分かると思います。どれも大事ではないものではありません。

保険会社のパンフレットには、どの商品も、所狭しと保障の必要性が並んでいます。不安にかられればかられるほど、保障が必要という価値観が刷り込まれます。

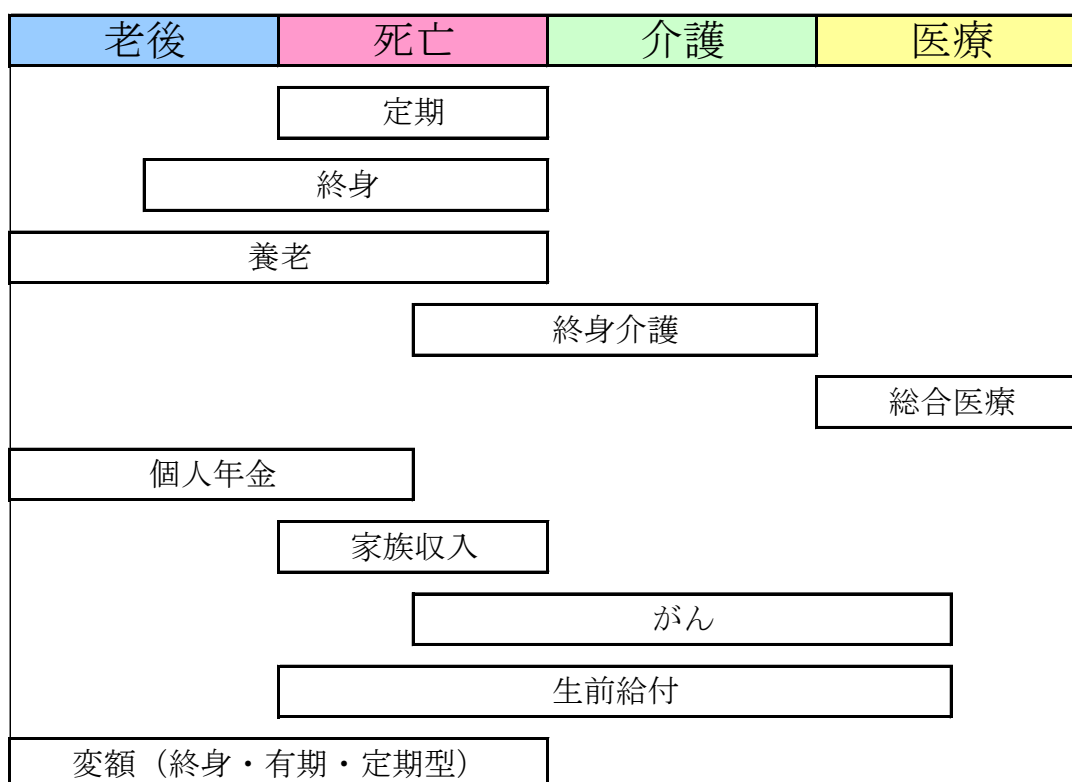
ところで、上記の保障は実は2グループに分かれます。”万一”かそうでないかです。つまり、死亡・医療・介護が万一であるのに対して、老後は”ほぼ確実”にやってきます。

したがって、大きな借金や自分が事業を営んでいる場合は別として、一般人が最も考慮すべきは老後保障であると言ってよいでしょう。

死亡・医療・介護に関して言えば、”万一”の時の必要最低額以外に考慮すべきことはありません。

2. 4種類の保障と商品群

下記の図は、某生命保険会社の主な商品がどの保障に該当するかで、配置した図です。したがって、商品名については各社同じではありませんが、各保険会社共、同様な位置付けの商品構成になっていると言えます。



判定	商品	解説
○	定期、終身、養老	最もポピュラーな保険です。定期は掛捨て、終身、養老は貯蓄を兼ねた保険となります。
×	終身介護	一定の条件を満たした場合に、終身で介護給付金が支払われます。
△	総合医療	入院、手術を初め、病気とケガに備えます。定期と終身があり、定期は掛捨て、終身は貯蓄を兼ねた保険となります。
△	個人年金	個人で積み立てて老後に年金として給付金をもらうものです。死亡保障を兼ねたタイプもあります。
○	家族収入	万一の時、残された家族が一定年数年金を受け取る定期死亡保障の1タイプです。保険金が遡減する分掛け金が安くなります。
×	がん	入院日数無制限で診断給付金、先進医療特約がついたタイプが一般的です。定期と終身があります。
○	生前給付	三大疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞）と診断されたら死亡保険金と同額を受け取れます。定期と終身があります。
△	変額	死亡保障を兼ねた投資信託で、元本割れのリスクがあります。投資商品としてではなく、保険として活用すべきです。

3. 死亡保障の3つの基本形

注) 保険料は保険会社によって違います。

●定期保険

1000万円

30歳	60歳
月払保険料	3,810 円
総支払額	137.16 万円
満期保険金・解約返戻金	0 万円
実質負担額	137.16 万円

その期間だけ保障する死亡保険
保険料は積立に比べて安いけれども掛捨てです。

●終身保険

1000万円

30歳	60歳払込終了
月払保険料	18,380 円
総支払額	661.68 万円
満期保険金・解約返戻金	702 万円
実質負担額	△ 40 万円

一生涯保障する死亡保険
満期保険金はありませんが貯蓄性があり、保険料の一定部分が積み立てられ解約返戻金があります。
* 702万は60歳時の解約返戻金

●養老保険

1000万円

30歳	60歳
月払保険料	24,900 円
総支払額	896.4 万円
満期保険金・解約返戻金	1000 万円
実質負担額	△ 104 万円

その期間だけ保障する死亡保険
死亡保険金と満期保険金と同額
貯蓄性が高く、その分保険料も高い。

同じ保障額1000万円に対して、保険料（総支払額）に大きな差があります。実質負担がマイナスとは、支払額より受取額が多くなったことを示します。

終身保険の60歳時の解約返戻金702万は、100歳時975万円までなだらかに増えていきます。

多くの指南書は、積立利率変動型終身保険を推奨します。つまり、一生涯の死亡保障を確保したままで、金利が上昇したり、運用が上手くいった場合は、有利な貯蓄としての価値が追求できるからです。

私も全く同意見です。

4. 必要死亡保障額①

会社員Aさん（40歳）の場合

状況：妻38歳、長女10歳、長男8歳、持家（団信加入）、生活費月額30万円
 計算条件：妻余命49年（86歳まで）、60歳までパートタイム勤務

項目	金額	メモ
遺族生活費	3,780	30万円×70%×12×15年
末子独立（23歳）まで		
末子独立（23歳）以降	6,120	30万円×50%×12×34年
長女教育費＋結婚援助	1,200	高校まで公立、大学は公立で下宿の場合
長男教育費＋結婚援助	1,260	
リフォーム	300	
葬儀費＋お墓＋相続時諸費用	400	
支出合計	13,060	
妻勤労収入	2,200	100万円×22年
公的年金	1,476	遺族基礎年金＋遺族厚生年金
*総額5,960万	282	
長女18歳まで		
長男18歳まで		
	1,584	遺族厚生年金＋中高齢寡婦加算
妻64歳まで		
妻65歳以降	2,618	遺族厚生年金＋老齢基礎年金
死亡退職金	400	
貯蓄	300	
収入合計	8,860	
不足額	4,200	

● 4200万円は必要保障額か？

<考え方1>

さて、残された家族が生活するための資金総額は1億3060万円、収入見込み額は8860万円、不足額4200万円となりました。

4200万円は妻38歳から86歳までに生じる不足額であって、これを63歳までの25年間に、毎年不足額168万円を取り崩す原資だと考えて現在価値を計算すると、3960万円（金利2%で計算）となりました。

従来ですと、「ですから4000万円の死亡保障に加入しましょう！」という勧誘の言葉になったところです。

<考え方2>

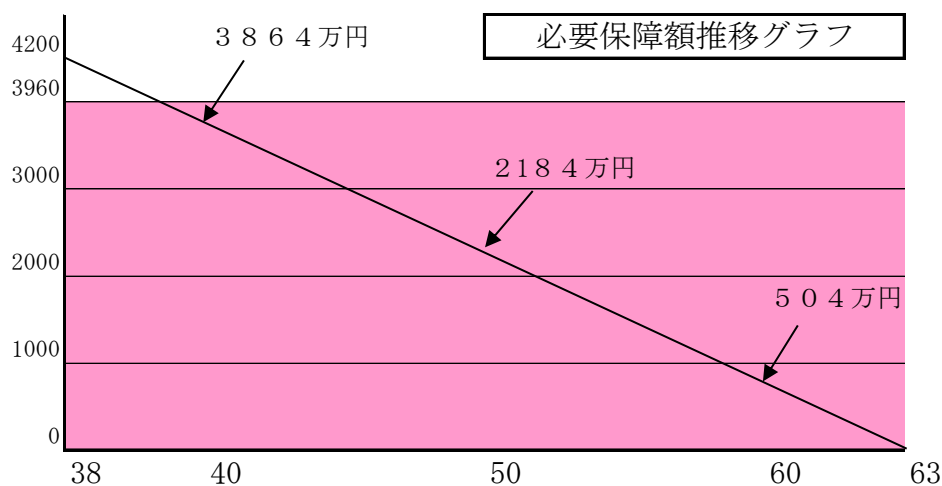
ところが、4200万円は現時点で計算した不足額であって、不足額は時間の経過に伴い減っていきます。

つまり、4200万円は万一が現実になった場合の必要額であり、1年後、2年後…とその必要額は毎年168万円ずつ減少した額になります。

そのように保障額を一定額ずつ減らす保険が、5ページで紹介した「家族収入保険」です。（詳しくは次ページ）

5. 必要死亡保障額②

63歳までの25年間、毎年168万円受取ることによって、生活資金に不足が生じないとすれば、当初不足額4200万円は、1年経過ごとに168万円減っていくことになります。



つまり、妻38歳時点で4200万円の不足と算出された額は、40歳時3864万円に、50歳時2184万円に、60歳時だと504万円に減少します。

●では、考え方1と考え方2に対応する生命保険を準備した場合

<考え方1 → 定期保険>

保険金額 3960万円	月払保険料	20,710 円
保障期間 40～65歳	総支払額	621 万円
払込完了 65歳		

<考え方2 → 家族収入保険>

保険金額 月額14万円	月払保険料	7,364 円
保障期間 40～65歳	総支払額	221 万円
払込完了 65歳		

<考え方1と2の違い>

考え方1は25年間3960万円の保障が続くが、考え方2は4200万円から保障額が毎年168万円ずつ減少していく。

<結論>

定期保険と家族収入保険の比較では、とにかくその保険料が定期621万円に対して家族収入221万円と圧倒的差です。

定期保険の400万円も多い保険料を、必要コストと考える人はいないでしょう。

6. 更新型の罠

一般的に～十年という長期の契約を前提とする生命保険。
これを何故か十年刻みで自動更新（下記参照）する制度が存在します。
理由は、「見直しの機会を持つことが有益だから」だそうです？

● 30年定期保険

1000万円	
30歳	60歳
月払保険料	3,810 円
総支払額	137.16 万円

● 10年更新定期保険

1000万円		1000万円		1000万円	
30歳				60歳	
月払保険料	2,380	3,600		6,690	
支払額	28.56	43.2	80.28	総支払額	152.04 万円

● 自動更新

保険期間が有期（終身でない）の保険種類・特約は基本的に、契約者から更新しない旨の申し出がない限り自動更新します。

自動更新は、満了前契約と同条件の契約に無診査で加入できる制度であり、仮に重病にかかっていたとしても契約を継続できます。

● 更新のデメリット

更新のデメリットは、期間だけではなく、保険料も更新時に新規加入する場合の額に更新することです。

上記総支払額を比較すれば一目瞭然、結果的に同じ保障を得るのに更新型のほうが必ず総支払額は多くなります。これが、保険会社が積極的に更新型を推進する理由です。

保険会社が主張する更新型のメリット、「見直しの機会を持つこと」は契約者のメリットのことではなく、保険会社のメリットのことなのでしょうか？

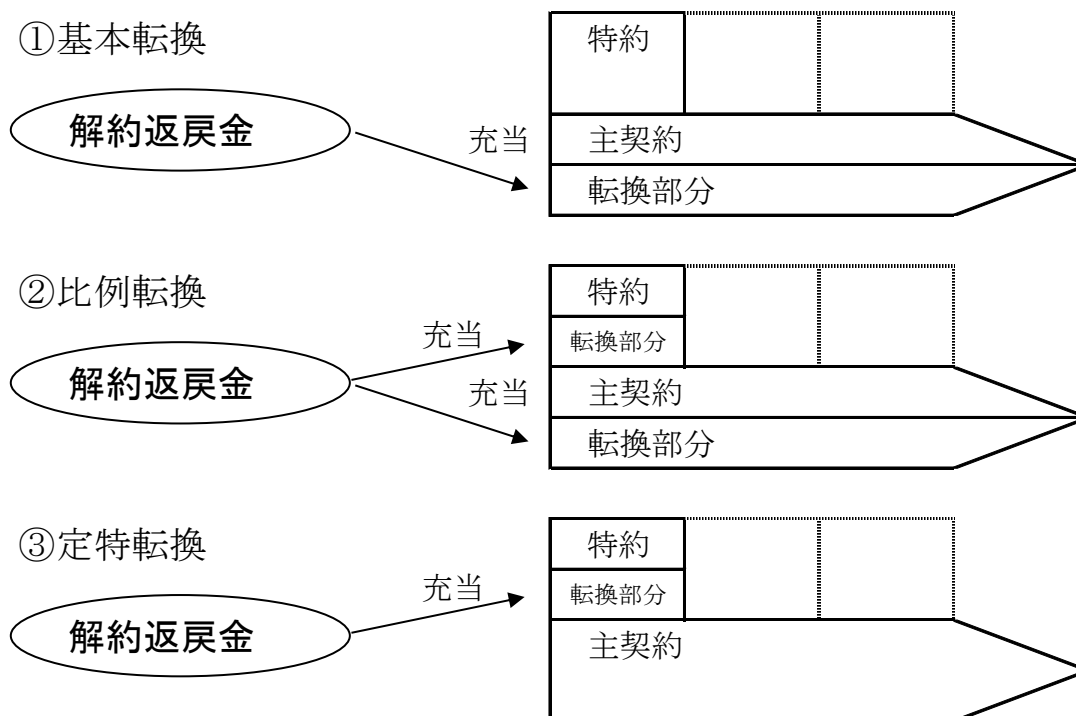
7. 転換の罫

転換とは現在の保険を解約して新しい保険を契約することです。

ところが、解約した時に発生する解約返戻金は契約者には返戻されません。

下記のように解約して戻ってくる解約返戻金を新しい保険の保険料の一部に充当するのです。新しい保険では年齢が上がった分保険料が高くなっていますが、これによって見かけ上保険料は抑えられ、契約者は高くなったことに気付きません。

● 転換の仕組み



契約者は、解約返戻金がいくらあったか、その自分のお金が転換契約の保険料のどの部分にいくら充当されたのか、説明されることはまずありません。

転換によって終身保険に当てていた保険料を定期保険に回されたり、予定利率の悪い保険に替えさせられるなどの悪質なケースが数多くあります。

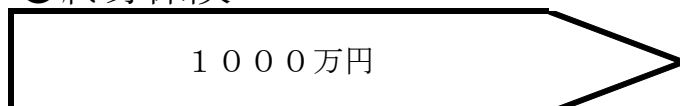
★転換は美味しい一石三鳥

転換制度は保険会社及び募集人（営業担当者）にとって非常に好都合な制度です。
 ①積立金の高利率の契約をやめさせて低利率の契約に替えることができる。
 ②前契約の解約返戻金を返戻せずに全額新契約の保険料として取り込むことができる。
 ③募集人はすでに手数料が発生しなくなった古い契約を解約させ、転換契約という新契約を申込させることで、同一人物から再び高い率の手数料を確保できる。という美味しいことだらけなのです。転換は以前から問題になっており、無用な転換契約をやめるよう、金融庁からある保険会社に行政指導が出されたこともあります。

8. 払込方法の罠

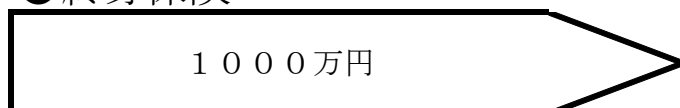
「～歳でこれだけの保険料、しかも一生変わりません。」
 というフレーズを聞いたことがある方は少なくないでしょう。
 これは保険料の払込方法の「終身払込」のことを指しています。
 安い保険料でよさそうに聞こえますが、本当にそうでしょうか？

●終身保険



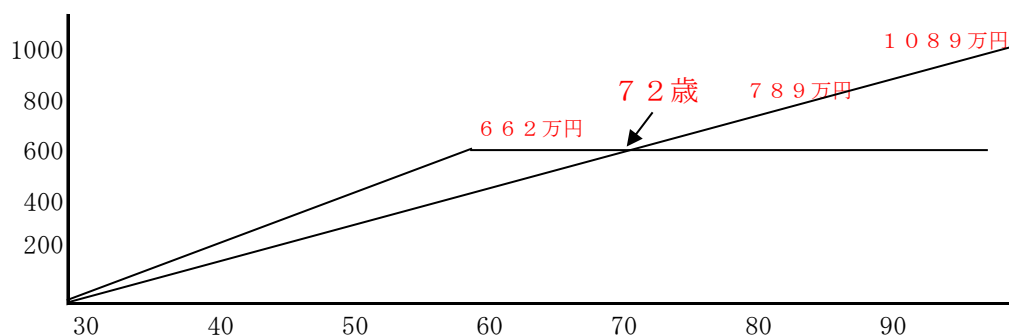
30歳	60歳払込終了	
月払保険料	18,380円	
総支払額	661.68万円	*60歳時の解約返戻金は702万

●終身保険



30歳	99歳払込終了	
月払保険料	13,150円	
総支払額	1088.82万円	*100歳時の解約返戻金は1025万

★払込方法の比較



全く同じ内容の保障でありながら、60歳払込完了だと662万円を支払って終了。かたや、終身払い込みだと、72歳で662万円に達し、90歳過ぎに保険金と同額の1000万円を超える計算になります。

因みに、日本人男性の平均寿命は80歳ですから、終身払込を選択したこの男性が平均寿命通りに死亡したら、789万円支払うことになります。

このパターンは、終身払込法すべてについて該当します。保険会社が一生懸命宣伝する理由がよく分かります。

終身払込法は保険会社にとって、絶対的に有利な徴収法なのです。

9. 医療保険の選び方

通常主契約の特約として付加することが多い医療保障ですが、加入するなら主契約として加入することをお勧めします。

何故なら主契約であれば、有利な終身保障の積立型を選べるからです。

また、余り知られていませんが、特約による医療保障だと、掛け捨てで保険期間は80歳まで、通算支払限度日数700または730日という制約があります。

●終身医療保険（積立型）

入院10000円
*1回の入院につき60日まで

30歳	60歳払込終了	
月払保険料	7,970円	
総支払額	286.92万円	
解約返戻金	215万円	*215万は60歳時の解約返戻金
実質負担額	72万円	(最大69歳時に223万になります)

●終身医療保険（掛捨て型）

入院10000円
*1回の入院につき60日まで

30歳	60歳払込終了
月払保険料	4,730円
総支払額	170.28万円
解約返戻金	0万円
実質負担額	170万円

同じ終身医療で、積立型か掛捨て型かの比較をしてみました。積立型には解約した場合の解約返戻金がありますから、やはりその分が有利に働きます。

歳をとればますます医療保障が必要なのに、なぜ解約するのか？と疑問に思うでしょう。その質問への答えは、解約返戻金自体を医療保障の資金にする方法を現実にするからです。

解約返戻金は自由に使えます。病気に備えようが、旅行に使おうが、趣味に使おうが自由です。使わない保障と自由になるお金と、あなたはどっちが大事ですか？

★通算支払限度日数

終身医療保険であっても入院すれば永遠に入院給付金が支払われる訳ではありません。通算支払限度日数（通常1000または1095日）という上限がありますので日数に達すれば支払は終了します。

★1入院支払限度日数の通算

仮に1回目の退院日から2回目の入院日までが180日以内だった場合は、2回目の入院日数は1入院支払限度日数に含めて通算されますので、限度日数を越えた分の入院給付金は支払われません。

10. 各医療保険の特徴

●がん保険

- ①がんにて特定した医療保険で、がん診断給付金、がん入院給付金、がん手術給付金、がん死亡給付金等が支払われます。
- ②入院給付金の支払日数は無制限です。
- ③すぐに保障が開始されるわけではなく、契約して90日後に開始されます。仮に90日以内にがんと診断された場合には保険契約は無効となります。

●特定疾病保障保険

- ①三大疾病により所定の状態になった時、特定疾病保険金が支払われます。特定疾病保険金を受け取った時点で契約は消滅します。特定疾病保険金を受け取ることなく死亡した場合、同額の死亡保険金を受け取れます。
- ②所定の状態になった時

がん

契約後90日以降にがんと診断された時（上皮内がん及び悪性黒色腫以外の皮膚がんは対象外）

急性心筋梗塞

急性心筋梗塞と診断され60日以上労働が制限される状態が継続したと診断された時

脳卒中

脳卒中と診断され60日以上言語障害、運動失調、まひなどの神経学的後遺症が継続したと診断された時

●先進医療特約

特定の大学病院などで開発された新しい治療や手術が確立されると厚生労働省に「先進医療」として認定されます。医療費は技術料を除き公的医療保険が適用されますが、技術料のみ全額自己負担です。

*代表的なものとして、がんに対する陽子線治療285万円（平均）、重粒子線治療308万円（平均）があります。

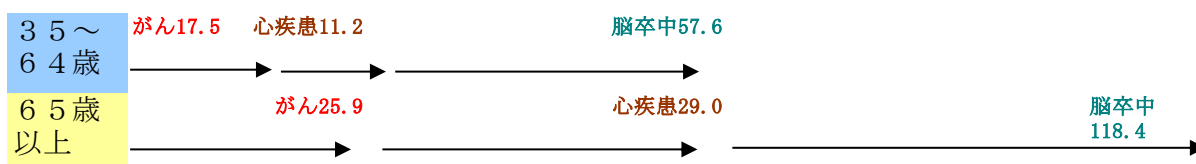
先進医療に該当する治療を受けた時その技術料相当額の給付金が受け取れる。通算500～2000万円が限度。

今話題に上ることが多い、医療保障をとり上げました。マスコミでもよくとり上げられますので、加入して当然だと刷り込まれそうですが、短絡的に決めないことです。特に、私個人としては、がん保険はお勧めしません。

★日本人の死亡原因（平成20）

がん30.0%	心疾患15.9%	脳卒中11.1%	肺炎10.1%	その他
---------	----------	----------	---------	-----

★三大疾病の平均在院日数



1 1. 介護保障

●要介護度別の身体状態

区分	レベル	状態	在宅サービス支給限度額
要支援	1	日常生活の一部に見守りや手助けが必要	49,700
	2	日常生活の一部に時々介助が必要で改善見込あり	104,000
要介護	1	日常生活の一部に時々介助が必要で改善見込なし	165,800
	2	軽度の介護が必要	194,800
	3	中等度の介護、入浴や衣服の着脱など全面的介助が必要	267,500
	4	重度の介護、入浴や衣服の着脱など全面的介助が必要、多くの問題行動及び理解の低下	306,000
	5	最重度の介護、食事、排泄など全面的介助が必要	358,300



●介護費用の内容

1割自己負担

- ①公的介護サービスの1割自己負担
- ②住宅改修費、車椅子等
- ③配膳サービス
- ④入居費、居住費 *施設入居の場合

●民間介護保険の概要

給付金

介護一時金、介護年金、死亡保険金

給付要件

- ①公的介護保険制度の認定（65歳以上）に連動する場合
 - ②年齢に関係なく日常生活動作において要介護（寝たきり）となった場合
 - ③認知症と診断され見当識障害等が見られた場合
- *上記②③のいずれかの場合では一定期間（通常180日）継続すること。また保険会社によっては①が適用されないこともあります。

民間介護保険が必要か？非常に疑問があります。つまり、要介護状態になるかならないかという問題と、給付要件に該当するかどうかには相当な開きがあり、現状では、生命保険会社の利益確保商品でしかないと言えるでしょう。

★要介護者になった原因（平成18）

脳卒中27.3%	認知症18.7%	老衰12.5%	関節疾患 9.1%	その他
----------	----------	---------	--------------	-----

★要支援・要介護者の年代別割合（平成20）

	64歳未満	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上
割合（%）	0.4	2.7	6.2	13.8	27.8	56.9
数（万人）	17	22	43	79	114	199

12. 加入時の注意点、ハードル

●保険料払込方法

方法	形態	内容
月払	通常	毎月27日口座振替払い
	一括	3～12ヶ月分を一括して払う（その期間の支払いは完了）
年・半年払	通常	年・半年の契約応答日に支払い
	前納	2年分以上を前もって納める *会社は預かり金として契約応答日に充当する
全期前納		全払込期間分を払込む *会社は預かり金として契約応答日に充当する
一時払い		全払込期間分を払込む

注) 一括も前納もその期間中に、保険金支払い、保険料払込免除、解約などの保険料の払込を要しなくなった時は未経過分が払い戻されますが、**一時払いの場合は払い戻されません。**（解約で解約返戻金がある場合にはその額が返戻されます。）

●告知

告知義務違反とは

故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知すると、責任開始日から2年以内であれば保険会社は契約を解除することができる。
→ 責任開始日から2年後に解除権は消滅

解除権の例外

責任開始日から2年経過後に解除されることがある事由

- ①保険金の支払い事由、保険料払込免除事由が2年以内に生じていた場合
- ②重大な告知義務違反があった場合

●特別条件付契約

被保険者の健康状態などの危険度が所定の基準を超える場合には、一定の条件を付けて引受をすることがあります。

- ①特別保険料領収法～危険度に応じた保険料を加える。
- ②保険金削減支払法～保険金削減期間（1～5年）について、保険金を削減して支払う。
- ③特定部位不担保法～特定の部位に発生した疾患による支払事由について保険金を支払わない。

ご覧いただけるように、生命保険に加入する場合、単に商品を選ぶ以外の問題があります。自己防衛に知識が必要です。加入する場合は、十分注意してください。

★「持病がある人でも入れる（無選択型）保険」への疑問

テレビCMを見ていると盛んに「持病がある人でも入れる」というフレーズが強調される保険が紹介されています。「へえー、それでも収益が出るということは…」
（保険金支払は保険料の内の一定額におさまるよう設計されていることを認識しましょう。） *「待機期間があり、契約から90日間を経過しないと病気の保障は受けられない。」「契約時に既に発病している病気やそれと重要な関係がある病気は給付対象外」などの条件がありますので、加入前に必ず確認しましょう。

13. 医療費試算／胃がんで26日入院

受けた医療サービス内容

胃全摘手術+ICU(集中治療室)2日間入院+個室15日間入院+抗がん剤治療

費用

区分	項目	金額	自己負担割合	暫定自己負担額	実際自己負担額	払戻金額	
医療費	初診料	2,700					
	注射料	149,080					
	麻酔料	87,500					
	病理診断料	30,200					
	医学管理料	51,260					
	処置料	8,200					
	検査料	42,290					
	リハビリ料	828,000					
	投薬料	27,750					
	手術料	907,870					
	画像診断料	69,250					
	入院料	692,980					
	合計	2,897,080		30%	869,124	183,831	685,293
	初月度	1,883,080		30%	564,924	96,261	468,663
次月度	1,014,000		30%	304,200	87,570	216,630	
入院時食事代	43,394		100%	43,394	15,340	28,054	
医療費総額		2,940,474		912,518	199,171	713,347	
その他費用	差額ベッド代	150,000	100%	150,000	150,000	0	
	交通費等	32,500	100%	32,500	32,500	0	
	雑費	86,000	100%	86,000	86,000	0	
	計	268,500		268,500	268,500	0	
自己負担額合計					467,671		
1日当り自己負担額					17,987		
医療保険給付金	入院費(日額10,000)				260,000		
	手術代(日額×40)				400,000		
	計				660,000		
給付金-自己負担額					192,329		

自己負担額計算式(70歳未満)

区分	自己負担限度額(月額)	4ヶ月目以降
一般	$80,100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$	44,400
高所得者(月収53万円以上)	$150,000 + (\text{医療費} - 500,000) \times 1\%$	83,400
低所得者(住民税非課税者)	35,400	24,600

ご覧のように、このケースでは、自己負担額合計467,671円に対して、給付金が66万円支給され、目出度く19万円強の受取超過となりました。

しかし、元々医療保険に加入するべきだったのかは、一概に言えないところでしょう。病気にならないと得をしないなんて、矛盾を感じるのは私だけでしょうか？

14. 2005傷病別死者

□2007統計

傷病名	傷病者数	有病率	死者数	死亡原因比率	死亡率
全人口	127,768,000	100.0%	1,083,796	100.0%	0.8%
がん	1,423,000	1.1%	325,941	30.1%	22.9%
胃がん	208,000	0.2%	50,311	4.6%	24.2%
大腸がん	214,000	0.2%	35,948	3.3%	16.8%
肝臓・胆管がん	68,000	0.1%	34,268	3.2%	50.4%
気管・気管支・肺がん	123,000	0.1%	62,063	5.7%	50.5%
乳がん	156,000	0.1%	10,808	1.0%	6.9%
糖尿病	2,469,000	1.9%	13,621	1.3%	0.6%
高血圧	7,809,000	6.1%	5,835	0.5%	0.1%
虚血性心疾患(心筋梗塞・狭心症)	863,000	0.7%	173,125	16.0%	20.1%
脳血管疾患(脳卒中)	1,365,000	1.1%	132,847	12.3%	9.7%
五大生活習慣病	13,929,000	10.9%	651,369	60.1%	4.7%
三大疾病	3,651,000	2.9%	631,913	58.3%	17.3%

有病率

全人口の中でどれだけの人がある病気と診断されているかを示します。この内がんは、142万3千人、率にして1.1%となります。恐れ過ぎる数字ではないと思います。

別な言い方をすれば、今健康な人が、不安にかられてすぐにでも医療保険に加入しなければならない理由はありません。まずは、高血圧や糖尿病への備えを考えるべきだと思います。

死者比率

マスコミでよくとり上げられる数字です。死亡原因の1位ががんで30.1%、虚血性心疾患、脳血管疾患を合わせた三大疾病だけで、58.3%を占めます。生活習慣の改善が重要であることには間違いありません。

死亡率

病気にかかった人の内、年間どれだけの人死亡したかを示します。がんと虚血性心疾患に関しては5人の内1人以上が亡くなっていることとなります。

15. まとめ（自己防衛ポイント）

ここまで14項にわたって生命保険に加入する際の注意すべき点を解説してきましたが、この最終項で整理します。

①まず「積立利率変動型終身保険」

生命保険に加入していないなら、あるいは別な何かに参加しているなら、「積立利率変動型終身保険」を検討してください。保障と貯蓄のバランスに優れた最も生命保険としての価値がある商品と言えます。

②セカンドチョイス

2番目に必要性が高いのは、一概に言えません。その人の家族構成や状況によって違ってきます。私の価値観では2項「4種類の保障と商品群」で説明した通りです。

③家族への保障

5項「必要保障額」の通り、定期保険ではなく、家族収入保険が正解です。

④避けるべき商品等

繰り返しになるので、もう理由は説明しません。自己防衛のために、「更新型」「転換」「終身払込」、それから「アカウント型」を避けましょう。これらは全て保険会社の利益確保を目的としています。

⑤医療保険

だれしも生きている間の不安がありますので、何かに頼りたい気持ちが生じます。しかし、単純に”お金の問題”と捉えれば、冷静な判断ができるのではないのでしょうか。

13項「医療費試算」、14項「2005傷病別死者」で紹介したように、健康維持に努め、医療のための貯蓄をすることが最も理にかなっています。

追記

①支払額と受取額

「保障を買う」という不確実な価値より重要なのは確実な受取額です。必ず総支払額と確定受取額の大小を比較して判断してください。

②分かりにくい保険は危険！

分かりにくい保険とはすなわち、特約てんこ盛りのオードブル商品、それから、給付要件が明確でない保険です。

③月支払額で判断するな

月支払額がいくらか？というのは家計にとっては重要ですが、それと支払う価値があるかどうかは別問題です。本末転倒の判断をするなら払わなければいけない犠牲は甚大です。

④プロの勧めを盲信するな

あなたに生命保険を勧める募集人は専門的な知識や情報を備えたプロです。プロは専門知識や情報を巧みに用いて、顧客を誘導するプロともなります。

⑤広告と情報に振り回されるな

テレビ、インターネット、書籍、雑誌等に様々な広告と情報が氾濫しています。強調された一部に気を奪われると落とし穴が待っています。

あとがき

本レポートの最終ページになりました。

最初は、わずか15ページで十分なノウハウを伝授できるのか、正直不安だらけではありました。

これまで、私自身が、素人同然のレベルから、数十冊の本、雑誌、パンフレット、約款、インターネットの情報と格闘してきました。

膨大な時間を費やし、大変疲れる作業でしたが、疑問は次から次に湧き出てきて、ストレスはなかなか解消しませんでした。すっきりと分かる情報はほとんどなかったように思います。

その経験から、一般の消費者に、分かりやすく核心を伝える手段の必要性を痛感しました。生命保険の被害者、犠牲者を減らすには、避けては通れない道だと思いました。

そして、その時に感じた、思い描いた内容を形にしたのがこのレポートです。実は、原稿を一度作成し、公表することなく棚に置いたままにしていたのですが、今回、ブログ開設を機会に、内容を修正し、公表しました。

内容的に、決して完全なものとは言えないでしょう。

しかし、保険選びや見直しの際に、必ず役に立つ知識とノウハウが凝縮されている点には、自信があります。

私の目的は、これを手にしたあなたの役に立ち、あなたの利益を守ることです。そのことに貢献できたのなら、これ以上の喜びはありません。

本レポートを読んでいただき、ありがとうございました。

2017年6月
黒木紹光

*備考

当レポートは、2013年に作成して、改訂しないままになっています。そのため、古いデータが使用されていますので、その点をご了承ください。

情報提供は、引き続きブログ「いつも心に良心を」（下記URL参照）でいたしておりますので、ブログの方をご覧頂きたく、今後ともよろしくお願ひします。

<http://www.alwayscons.com/>

★ネット生命、共済はお得？

インターネット専門の生保や共済は相対的に低価格です。しかし、それがあなたにとって必要であるかどうかを考えてください。何故低価格なのかを考えてください。保障内容（保険期間は70歳まで等）、保険金支払事由等の制限などの詳細を確認してみましたか？低価格のみに目が行き、長期的視点や受取金の確実性を犠牲にするなら本末転倒と言わざるを得ません。

★お祝い金

「お祝い金」の実体は自分が払った保険料の一部が返金されるだけの仕組みです。現金で所有していればいつでも自由にできたお金をわざわざ保険会社に預け、ほとんど増えずに数年後に返ってくるに過ぎません。